

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組 (R6～R7)

【総括表】

項目	Plan (計画)		Do (実施)			担当 係 (課)	自己評価	
	目 標	内 容 (推 進 事 項)	取 組 内 容 等	R6実績	R7取組状況 (～9月末時点)			
医療 財 政 に 政 要 の す る 通 費 し 用 及 び	財政収支の改善と均衡 (第2章 第2節)	北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	・医療費の所要額や国庫支出金の見込額等を適切に積算し、道国保特会の収支バランスを見極めた上で、国保事業費納付金を算定 ・収支不足が生じないよう、安定化基金から繰入 ・前年度決算を分析し、次年度の予算編成に反映	・R7.1 ・予算計上(R7.3) 614,526千円 ・R6.10～	- - -	財政係	・個表1のとおり	
	赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	道は市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言する また、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む(6年以内に解消が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定)	・「赤字削減・解消計画」を策定した市町村に対して、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握 ・新たに「赤字削減・解消計画」の策定が見込まれる市町村に対して、計画策定に向けた取組や目標年次の設定などの助言を実施。 ・計画変更の検討が必要となった市町村について、目標年次の設定などの助言を実施し変更計画を策定 ・赤字が解消された市町村の状況把握	[計画策定市町村：R6⑩] ・R6新規策定：1市町村 ・1市町村 ・3市町村 ・2市町村	- - - -	運営第1係	・個表2のとおり	
	財政安定化基金の使用 (第2章 第4節)	1 財政安定化基金の設置	・給付費増や保険料(税)の収納不足により財源不足となった場合に備え、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を行う	-	-	-	財政係	・財政安定化基金を適切に活用し、財政の安定化を図ることができた。
		2 保険料(税)の収納額の低下により財源不足となった市町村に対する貸付を行う	・貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に道が保険料(税)収納不足額を算定し、貸付額(無利子)を決定	-	・貸付希望調査中			
		3 保険給付費が増大したこと等により財源不足となった道に対し、貸付を行う	・財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う	・本体基金約53億円取崩	-			
4 災害の発生などにより、収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど「特別な事情」が認められる市町村に対し、交付金を交付する		・収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定	-	-				
5 財政調整事業	・道国保特会の決算剰余金を基金に積み立て、納付金の著しい上昇の抑制等のために基金を取り崩すことで、年度間の財政調整を行う	・財政調整事業分25億円取崩	-	-				
保 険 料 (税) 関 係	保険料水準の統一 (第3章 第3節)	1 全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率を道が示す全市町村統一の標準保険料率と同率とすることをもち、 「保険料水準の統一」と定義し、令和12年度を目処に保険料水準の統一を目指す 2 市町村が定める保険料(税)率は、令和12年度以降、原則、統一保険料率と同率とするため、市町村においては、統一保険料率に合わせた条例の改正を行う必要があることから、条例改正に係る事務負担の軽減に資する市町村支援について検討する	・市町村連携会議の実施 ・市町村長との意見交換 ・保険料(税)賦課支援事業の実施 ・条例改正に係る事務負担の軽減に向けた制度設計について国へ要望する	・5回開催 ・41市町村 ・43市町村 ・都道府県ブロック会議の場で国へ要望 (R6.8)	・2回開催 ・21市町村 ・14市町村 ・令和8年度予算要望において国へ要望 (R7.5)	財政係	・個表3のとおり	
	保険料(税) 収納率の向上 (第4章 第2節)	1 実施基準に基づく滞納処分等の執行 2 保険料(税)の納付方法として口座振替を推進 3 早期納付勧奨の実施 4 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 5 コンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援 6 市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を実施 7 収納率が低い市町村を対象に、収納対策に関する専門知識や経験を有する収納率向上アドバイザーを派遣し、現状の課題分析や改善の方向性について協議・助言等を実施	・収納率向上対策チーム(9市町村の収納担当課長等で構成) ○ 収納事務の標準的なあり方を検討・協議 【推進事項1・2・3・6 関連】 ・コンビニ収納及びコールセンターの活用等に取り組む市町村に対し、道2号繰入金により財政支援【推進事項4 関連】 ・研修会の開催【推進事項5 関連】 ・収納率向上アドバイザー事業の実施【推進事項6 関連】 ○ アドバイザーが目標収納率に達していない市町村に赴き、収納率向上対策を助言	・1回 ○ 収納事務対策ガイドラインの見直し作業を継続 【推進事項1・2・3・6 関連】 ・R7.3 ・R6.10(実地で実施) ・6市町 (R6.8～9、実地・WEBで実施)	・1回 ・収納事務対策ガイドラインの見直し作業を継続 - - ・6市町 (R7.8、実地・WEBで実施)	運営第2係	・個表4のとおり	

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組（R6～R7）

【総括表】

項目	Plan（計画）		Do（実施）			担当 係 （課）	自己評価	
	目 標	内 容（推進事項）	取 組 内 容 等	R6実績	R7取組状況 （～9月末時点）			
保 険 給 付 関 係	道による保険給付の点検、事後調整 （第5章 第2節）	1 広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検を実施する	・レセプト二次点検委託業務として実施	・R6.4～	—	運営第1係	・委託により統一的な基準で点検を実施するとともに、各保険者の事務負担軽減につながった。	
		2 大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収	・市町村・広域連合からの依頼があれば、随時対応	・対応事案なし	・対応事案なし			
	療養費の支給の適正化 （第5章 第3節）	1 海外療養費 市町村の事務処理の効率化や不正請求防止対策を一層推進するため、北海道国民健康保険連合会で一次審査と同様のレセプト点検を行う	レセプト二次点検委託業務として実施	・随時対応	・随時対応	運営第1係	・委託により統一的な基準で点検を実施するとともに、各保険者の事務負担軽減につながった。	
		2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ （1）保険者における二次点検の手引き等の作成及び点検事例の情報提供	・あはき療養費については、平成31年1月1日以降受領委任制度が導入 ・平成31年4月1日に国保連合会で審査委員会を設置 ・審査委員会での審査（一次点検）状況を踏まえ、国保連合会と協議の上、保険者における二次点検を検討 ・検討に基づき事務処理マニュアル（第一版）を改正する予定	・令和6年度給付WGにおいて、柔道整復療養費の二次点検について検討を実施	・令和7年度給付WGにおいて、柔道整復療養費の二次点検について検討を実施	運営第1係		・医療費の適正化に向けた実施に向けた検討を図った。
			（2）市町村向け各種研修会等	・国民健康保険実務講習会において算定基準に関する留意事項等を説明	・R6.7			
	レセプト点検の充実強化 （第5章 第4節）	1 点検項目一覧等の作成	・レセプト点検の着眼点等のテキストを作成し、テキストを使った研修会を開催	—	—	運営第1係	・研修会の実施や医療給付専門指導員による助言により、市町村担当者の知識の向上を図った。	
		2 研修会及び現地助言の実施	・市町村のレセプト点検員対象の研修会や道の医療給付専門指導員による助言を実施	・説明音声データ及び資料を配付し、書面研修を実施（R6.10）	—			
		3 医療給付専門員による助言	・市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による現地助言を実施	・25市町村（R6.6～）	—			
	第三者求償の取組強化 （第5章 第5節）	1 各市町村が早期に数値目標を定め、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバイザーと連携し、助言等の支援を行う	・市町村へアドバイザーの積極的な活用を周知	・R6.4	・R7.4	運営第1係	・各保険者における事務を円滑に進めるため、専門的知見を持つアドバイザーの活用促進に努めたほか、（一社）損保協会に対し第三者求償事務への協力依頼を行った。	
		2 各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行う	・損害保険協会北海道支部に傷病届の迅速化を依頼 市町村にも再度、届出の遅い損害保険会社の報告を依頼	・R6.4	・R7.4			

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組 (R6～R7)

【総括表】

項目	Plan (計画)		Do (実施)			担当 係 (課)	自己評価
	目 標	内 容 (推 進 事 項)	取 組 内 容 等	R6実績	R7取組状況 (～9月末時点)		
特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	1	先進的な事例の収集及び情報提供	・ 特定健診等の実施率、取組内容の調査、好事例を市町村へ情報提供	・ R7.2	—	保健事業 推進係	・ 個表5のとおり
	2	被保険者に対する広報・普及啓発等	・ 市町村による特定健診の周知や未受診者への個別勧奨 ・ 道による特定健診受診に係る普及啓発	・ 通年	・ 通年		
	3	市町村に対する助言及び支援	・ 北海道厚生局と連携し、市町村に対し、助言を実施 ・ 道独自に市町村に対し、助言を実施	・ 12被保険者 (R6.6～11) ・ 5被保険者	—	運営第1 係	
	4	個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供	・ 市町村が行う健康マイレージ事業への道2号繰入金による支援	・ 39被保険者 10,192千円 (R7.3)	—	財政係	
	5	関係団体との連携	・ 北海道薬剤師会の協力を得ながら薬局を活用した受診勧奨事業を実施 ・ 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有	・ 薬局受診勧奨事業 R6.9～R7.2 ・ 保険者協議会 R6.9、R7.1	・ 薬局受診勧奨事業 R7.9～	保健事業 推進係	
生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	1	一次予防対策 (1) ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援 食生活については、北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの 取れた食事の普及啓発の取組を推進する (2) イ 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や 体操、冬期でも気軽にできるノルディックウォーキングなどの普及啓 発の取組を進める (3) ウ 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤 化する可能性が高いことから、予防接種を受けることが重要であり、 予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行う	・ 「北海道食事バランスガイド」等普及啓発事業の実施	・ 通年実施 食生活改善協議会への委託 事業としては全道各地区で 37回実施	・ 通年実施	地域 保健課	・ 市町村や関係機関にお いて、適切な食生活の実 践や運動方法の普及啓発 など積極的な生活習慣病 対策の取組が実施できる よう支援を行った。
			・ ホームページ掲載 ・ すこやかロード登録推進事業	・ 通年実施 ・ 通年実施	・ 通年実施 ・ 通年実施		
			・ ホームページでの周知	・ 通年実施	・ 通年実施	感染症 対策課	・ インフルエンザワクチ ンの有効性について、 ホームページで周知する ことができた。
	2	二次予防対策 被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分 かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別に説明するなどの保健指導や早期 治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組を支援する	・ 市町村の取組に対する道2号交付金による財政支援	・ 157市町村 573,735千円 (特定健診・がん健診分)	—	財政係	・ 交付金により市町村の 活動を支援することがで きた。
	3	三次予防対策 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラ ム」を策定するとともに、市町村の取組状況を 情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力 体制を構築する	・ 市町村の取組状況を道医師会・歯科医師会や北海道糖尿病対策 推進会議と情報共有・市町村への支援依頼 ※市町村取組状況調査 ・ 糖尿病対策連携促進セミナーの開催	・ R6.12 165/179市町村(取組実施市町村) (92.2%) ・ R6.11.21	—	保健事業 推進係	・ 個表6のとおり
						地域保健 課	
たばこ対策 (第6章 第2節 4)	1	喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進	・ ホームページ (北海道のたばこ対策等) での普及啓発 ・ No-Tobacco展等の世界禁煙デー及び禁煙週間等での普及啓発	・ 通年実施 ・ R6.6.4～R6.6.5	・ 通年実施 ・ R7.6.4～R7.6.5	地域保健 課	・ 法や条例に基づいた 禁煙及び分煙に係る制 度周知や指導等による 環境整備など、受動喫 煙防止対策の推進を 図った。
	2	20歳未満の者の喫煙防止	・ 道内小学校等で喫煙防止教育の実施	・ 計11校で実施	—		
	3	妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率減少	・ 道が制作した健康教育教材を活用するなど、複数の方法での普及啓発	・ 18市町村及び6道立保健所で 実施	—		
	4	たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実	・ 相談窓口を設置し禁煙相談を実施 ・ ホームページ (北海道のたばこ対策等) での普及啓発	・ 通年実施	・ 通年実施		
	5	家庭、職場、飲食店その他の多くの人が利用する施設における受動喫煙ゼロの 実現	・ 北海道受動喫煙防止条例に関する地域説明会等の開催 ・ 北海道のきれいな空気の施設の登録促進	・ 説明会等は26道立保健所で 111回実施 ・ 北海道のきれいな空気の 施設の登録件数： 令和6年度末3,240施設	・ 北海道のきれいな空気の 施設登録数： 令和7年8月末3,252施設		

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組（R6～R7）

【総括表】

項目	Plan（計画）		Do（実施）			担当 係 （課）	自己評価
	目 標	内 容（推進事項）	取 組 内 容 等	R6実績	R7取組状況 （～9月末時点）		
医療費適正化関係	歯と口腔の健康づくり （第6章 第2節 5）	1 保育所・学校等において永久歯のむし歯予防に効果的なフッ化物洗口を推進するため、市町村・市町村教育委員会等へ支援の実施	・実技研修や保護者説明会への専門職の派遣及び研修で使用した物品の提供	・随時	・随時	地域保健課	・北海道歯科保健医療推進計画に基づき、歯周病等の予防に向けた歯科健診及び保健指導の受診勧奨など年代に応じた施策の取組推進や市町村等におけるフッ化物洗口等の取組支援を行った。
		2 歯周病等の予防に向け、歯科健診・保健指導を受ける機会を確保するため、定期的な歯科健診・適切な保健指導実施や取組事例及び具体的な導入方法等について、地域や職域の保健関係者に対して普及啓発	・関係機関や関係職種と連携し、事業所等の職員に対する歯科健診の実施と、取組事例及び具体的な導入方法などの情報提供	・随時	・随時		
		3 高齢期の歯科保健医療の推進に向け、口腔機能の維持、向上を図るため、オーラルフレイル等の口腔機能に関する知識の普及啓発、食支援や口腔機能訓練等に係る歯科保健指導等に関する取組の推進や、在宅歯科医療を推進するため、要介護高齢者等の介護者（家族、介護事業所職員等）からの相談窓口となる在宅歯科医療連携室の運営の充実、医師や看護師、介護職等の多職種との連携の促進	・「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」に合わせたパネル展や道立保健所が関与する各種イベントにおけるオーラルフレイルに係る普及啓発 ・保健医療福祉圏域連携推進会議などを活用した、関係者間での情報共有	・各道立保健所及び市町村において、推進週間にあわせてポスター掲示などの普及啓発を実施したほか、道立保健所における医療圏域連携推進会議等を活用した関係者間での情報共有等を実施	—		
		4 障がい者への歯科保健医療サービスの充実のため、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士と連携し、歯科健診や保健指導等を実施、かかりつけ歯科医の確保	・障がい者歯科医療協力医養成のための実地研修を実施し、新規に協力医・協力歯科衛生士として指定を受ける歯科医師の確保に努めるとともに、すでに指定を受けている協力医が指定を更新するために必要な研修を開催 ・各地域において、障がい者がかかりつけ歯科医を確保し定期受診するための体制整備に向けた取組	・随時	・随時		
重複受診や頻回受診等に係る指導の充実 （第6章 第2節 6）	1 適正な受診に向けた意識啓発	・市町村における重複受診者等への訪問指導とともに、休日・夜間における緊急性のない受診や救急車の利用を控えることについての周知啓発	・随時	・随時	保健事業推進係	・道2号繰入金を活用することで、市町村の取組を支援し、重複受診や頻回受診等の保健指導の充実が図られた。	
	2 道2号繰入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行う	・道2号繰入金により、財政支援を実施	・R7.3	—			
適正投薬の推進 （第6章 第2節 7）	1 被保険者が「お薬手帳」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において掲示することで、適切な投薬がなされることにつながる ことから、関係団体の協力を得ながら被保険者に対する手帳の普及啓発に取り組む	・薬と健康の週間にあわせて普及啓発	・R6.10（10.15、16）	—	医務業務課	・適正投薬の推進について、薬と健康の週間にあわせて普及啓発により取り組んだ。	
後発医薬品の使用促進 （第6章 第2節 8）	1 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む	・国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供 ・差額通知未実施の市町村には、実施に向けた助言 ・差額通知の実施状況	・179市町村 ・随時 ・175/179市町村	・179市町村（金額シェア追加） ・随時 ・—	保健事業推進係 運営第2係	・個表7のとおり	
	2 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む	・後発医薬品安心使用協議会の開催（年1回）	・R6年度実施（R7.3.6）	—			医務業務課

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組（R6～R7）

【総括表】

項目	Plan（計画）		Do（実施）		担当 係 （課）	自己評価	
	目 標	内 容（推進事項）	取 組 内 容 等	R6実績			R7取組状況 （～9月末時点）
事務の 広域化 関係	事務の標準化・広域化・ 効率化・統一化等 （第7章 第1節）	1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化	・各種様式の検討及び各システムから様式への自動連携を検討	・随時	・随時	保健事業 推進係 財政係 運営第 1、2係	・一部負担金減免の基 準の統一化に向け、引 き続き、市町村と検討 を行った。
		2 基準の統一化 （1）届出遅延に係る遡及給付 （2）保険料（税）の減免 （3）一部負担金の減免 （4）高額療養費等の支給に係る申請の勧奨 （5）高額療養費支給手続きの簡素化	・事務処理マニュアルにより面談記録表の標準例を作成 ・標準例策定に向けた検討（対策チーム協議、たたき台の協議） ・標準例案、事務フローを作成 ・申請の簡素化に伴う誓約書の作成	・－ ・－ ・1回(R6.9) ・－	－		
		3 市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域化	・導入市町村向け説明会の実施 ・ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に向けた情報提供	・6回実施 ・随時	・4回実施 ・随時		
		4 その他 （1）国保事業の広域化について、道2号繰入金により支援を行う （2）取納対策の共同実施について、道2号繰入金により支援を行う （3）医療費適正化・保健事業の共同実施について、市町村における特定健診の受診率向上のため、保険者協議会や連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組む 国保データベースシステムによる検診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を図るなどして、市町村及び連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行う 後発医薬品の使用について、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行う保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進する	・（1）、（2）取組の実施に対し道2号繰入金による支援 ・（3）保険者協議会にて保険者の取組の共有	・R7.3 ・保険者協議会 R6年度 2回開催 （R6.9、R7.1）	－		
他 施策 との 連 携	保険医療サービス及び福 祉サービス等に関する施 策との連携 （第8章 第1節）	1 国保データベースシステム等情報基盤の活用	・国保連と協力し、市町村へ支援 ・国保データベースを活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ提供 予定	・随時 （分析データ提供～R7.3）	－	保健事業 推進係	・市町村等への国保デー タベース等情報基盤の活用 による情報提供や、北海道 後期高齢者医療広域連合、 北海道国民健康保険団体連 合会との会議等により国保・ 保健医療・福祉との連携が 図られた。
		2 保険医療と福祉サービスに関する施策等の連携	・関係団体と連携した市町村保健事業の実施に際し、適宜助言	・通年	－		
		3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	・北海道後期高齢者医療広域連合、北海道国民健康保険団体連合会との 連携、市町村向け研修会の実施	・R6.9 （研修会）	－		